

2 刑務所出所者等の住居等の確保

勸告	説明図表番号
<p>刑務所出所者等の帰住先となる住居の確保、あるいは福祉的な支援が必要な高齢者・障害者に対する「特別調整」の適正かつ円滑な実施は、再犯を防止し、円滑な社会復帰を促進する上で極めて重要である。</p>	
<p>(1) 住居確保の推進</p>	
<p>平成 16 年から 20 年までの 5 年間に於いて、前回出所時に適当な帰住先がなかった再入所者の約 6 割は出所後 1 年未満で再犯に至っている。このように適当な帰住先がない者は短期間で再犯に至る傾向が顕著である現状からすると、再犯防止のためには刑務所出所者等の住居の確保を中心とした生活環境を整えることは極めて重要である。</p>	表 2-(1)-①
<p>このため、法務省では、刑務所等に収容中の段階から、出所後の帰住先の確保等、適切な生活環境をあらかじめ整えるための措置（以下「生活環境の調整」という。）を講じている（更生保護法第 82 条）。これにより多くの者が家族や知人等の元で社会復帰に取り組むこととなるが、頼るべき親族や知人等がいらないなど適当な帰住先が見つからない者に対しては、後述する民間の更生保護施設が大きな役割を担っているほか、国が運営する自立更生促進センターにもその役割が期待されている。</p>	表 2-(1)-②
<p>また、「創造戦略」においても、行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、生活環境の調整を充実強化するとともに、国が運営する自立更生促進センターへの確実な受入れの促進、更生保護施設の受入機能の強化等を図ることが掲げられている。</p>	表 2-(1)-③
<p>ア 更生保護施設における受入れの促進</p>	
<p>更生保護施設は、保護観察所から委託を受けて、出所後に適当な住居がなかったり、頼るべき親族や知人等がいらないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給するほか、生活指導や就労指導、福祉に関する支援、あるいは刑務所出所者等の特性に応じた処遇等を行い、その円滑な社会復帰を支援する法務大臣認可の民間施設である。</p>	表 2-(1)-ア-①
<p>なお、「矯正統計」では、平成 24 年に満期釈放された 1 万 2,763 人のうち、出所の際に適当な帰住先がないと思われる者は 6,489 人（50.8%）となっており、一方で、満期釈放者を対象とした更生緊急保護の受皿となり得る全国 104 の更生保護施設の収容定員の総計が 2,400 人程度（平成 25 年 4 月 1 日現在）しかないことなどを踏まえると、適当な帰住先を持たない刑務所出所者等の社会内における受皿に余裕があるとは言えない状況である。</p>	表 2-(1)-ア-②
<p>また、「平成 24 年版犯罪白書」では、収容期間中に帰住先を確保できていないなどの不安を抱えたまま出所に至っている者が相当数いる状況がうかがえるとされている。</p>	表 2-(1)-ア-③
<p>生活環境の調整の結果は、保護観察所により「帰住可」、「調整継続」又は「帰住不可」の意見が付され、受刑者等が入所している刑務所等を通じて本人に通知される。しかし、刑務所等においては、「帰住不可」と通知された者に対しては、帰住予定地を変更するよう働きかけを行っているものもあるものの、制度上、そのような働きかけを必ず行うこととはされていない。</p>	

「帰住不可」と通知された者に対して、刑務所等がその時点で諦めず、保護観察所と連携して働きかけを実施することにより、例えば更生保護施設等の新たな帰住予定地を設定し、次の生活環境の調整につなげていくことは、出所後の帰住先確保のために必要不可欠な取組と考えられる。

- ① 前述のとおり、適当な帰住先を持たない刑務所出所者等の社会内における受皿が限られていることを踏まえると、更生保護施設を一層活用していくことが必要不可欠である。

今回、全国 103（収容業務を休止している 1 施設を除く。）の更生保護施設の年間収容保護率（注）を調査した結果、全国平均は、76.4%（平成 22 年度）、79.8%（平成 23 年度）及び 79.4%（平成 24 年度）であり、年間収容保護率がこれら各年度の全国平均を下回る施設は、それぞれ 42 施設、43 施設及び 47 施設であった。なお、これらの中には、20%台と極めて低調な施設もみられた。また、調査した 20 更生保護施設を所管する 20 保護観察所の中には、更生保護施設の収容実績が低調となっている原因を的確に把握していないのがみられた。

さらに、調査した 20 更生保護施設のうち、年間収容保護率が低調な施設の中には、保護観察所による指導・支援が必ずしも十分でない中、施設の処遇能力への不安などから、相部屋を個室としてのみ使用するなど施設本来の目的や機能を十分に果たせていないのがみられた。

一方で、調査した 20 更生保護施設の中には、保護観察所の指導・支援の下、社会福祉士等のスタッフを充実させることにより、処遇能力を向上させ、相部屋を積極的に活用するよう調整を図った結果、年間収容保護率を向上させている施設もみられた。

このように、更生保護施設の受入機能の強化等を適切に推進し、収容保護率の向上を図っていくことが必要と考えられる。

（注）更生保護施設において、1 年間に受け入れた者の延人員を、その期間内に収容可能な人員で除したものである。

- ② 今回、20 刑務所において、生活環境の調整の結果、平成 24 年に保護観察所から「帰住不可」の通知があった受刑者 200 人を抽出し、これらの者に対する帰住予定地の変更に係る刑務所の働きかけの実施状況を調査した結果、37 人（18.5%）に対しては働きかけが行われておらず、このうち自ら新たな帰住予定地を設定した者は 11 人とどまっていた。

一方で、帰住予定地の変更に係る働きかけを行った 163 人（81.5%）のうち、新たな帰住予定地を設定した者は 110 人となっていた。

このように、刑務所が帰住予定地の変更に係る働きかけを行った結果、多くの受刑者が新たな帰住予定地を設定し、次の生活環境の調整につながっていた。

イ 自立更生促進センターにおける受入れの促進

自立更生促進センター（就業支援センターを含む。以下、これらを併せて「センター」という。）は、親族等や民間の更生保護施設等では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を、保護観察所に併設した宿泊施

表 2-(1)-ア-④

表 2-(1)-ア-⑤

表 2-(1)-ア-⑥

表 2-(1)-ア-⑦

表 2-(1)-ア-⑧

設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的とした国立の更生保護施設である。

平成25年4月1日現在、北九州自立更生促進センター及び福島自立更生促進センター並びに沼田町就業支援センター及び茨城就業支援センターの4センターが設置・運営されている。

法務省は、薬物使用等の特定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して、その傾向を改善するために、専門的知見に基づき開発された処遇プログラムによる処遇を実施している。

各センターは、それぞれの特色に応じた処遇プログラム等を、入所者を対象とした処遇のデータ等に基づき新たに開発し、その効果を検証するとともに、民間の更生保護施設等においても活用できるよう、これらを普及させる役割も担っている。

今回、4センターにおける年間収容保護率、処遇プログラムの開発状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 平成24年度における4センターの年間収容保護率の平均は、33.7%と低調となっていた。各センターは、この主な原因として、入所希望者が少ないことなどを挙げている。

しかし、前述のとおり、適当な帰住先を持たない刑務所出所者等の社会内における受皿が限られていることや国が運営するセンターの果たすべき役割を踏まえると、地域住民の理解と協力の下、センターへの受入れを促進することが重要であると考えられる。

このため、親族等や更生保護施設等への生活環境の調整の結果、「帰住不可」の通知があった受刑者等に対して、刑務所等が保護観察所と連携して、センターへの帰住予定地の変更の働きかけを適切に行うことが必要である。また、その際、保護観察所から刑務所等に対して、センターにおける処遇の特徴や役割など、受刑者等への働きかけに資する情報の提供が重要であると考えられる。

② 各センターにおける処遇プログラム等の開発及び普及の状況については、新たな処遇プログラム等の開発の努力はなされているものの、①のとおり、入所者数が低調であることから、これらの効果の検証に資する実証データ等が十分に蓄積されておらず、また、更生保護施設等への普及にまで至っていない状況がみられた。

表2-(1)-イ-①

表2-(1)-イ-②

表2-(1)-イ-③

表2-(1)-イ-④

【所見】

したがって、法務省は、刑務所出所者等の更生保護施設における受入れを促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 保護観察所は、収容実績が低調な更生保護施設について、その原因を的確に把握・分析し、それらを踏まえ、当該施設の受入機能の強化等の取組を適切に推進し、収容保護率の向上を図ること。

② 生活環境の調整の結果、「帰住不可」の通知があった受刑者等に対して、帰住予定地の変更（変更先として更生保護施設等を含む。）の働きかけを刑務所等が保護観察所と

連携して適切に行う仕組みを設けること。

また、法務省は、国が運営する各センターの果たすべき役割を十分に発揮するとともに、地域住民の理解と協力の下、各センターにおける受入れを促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 親族等や更生保護施設等への生活環境の調整の結果、「帰住不可」の通知があった受刑者等に対して、各センターへの帰住予定地の変更の働きかけを刑務所等が保護観察所と連携して適切に行う仕組みを設けること。

また、各センターを管轄する保護観察所は、当該センターにおける処遇の特徴や役割など、受刑者等への働きかけに資する情報を適切に刑務所等に提供すること。

② 各センターにおいて、効果の検証に資する十分な実証データ等に基づき、新たな処遇プログラム等を開発し、更生保護施設等への普及を着実に推進すること。

表 2-1)-① 「犯罪白書」における適当な帰住先がない者の再犯傾向等に関する記述

○ 平成 21 年版犯罪白書（法務省）＜抜粋＞

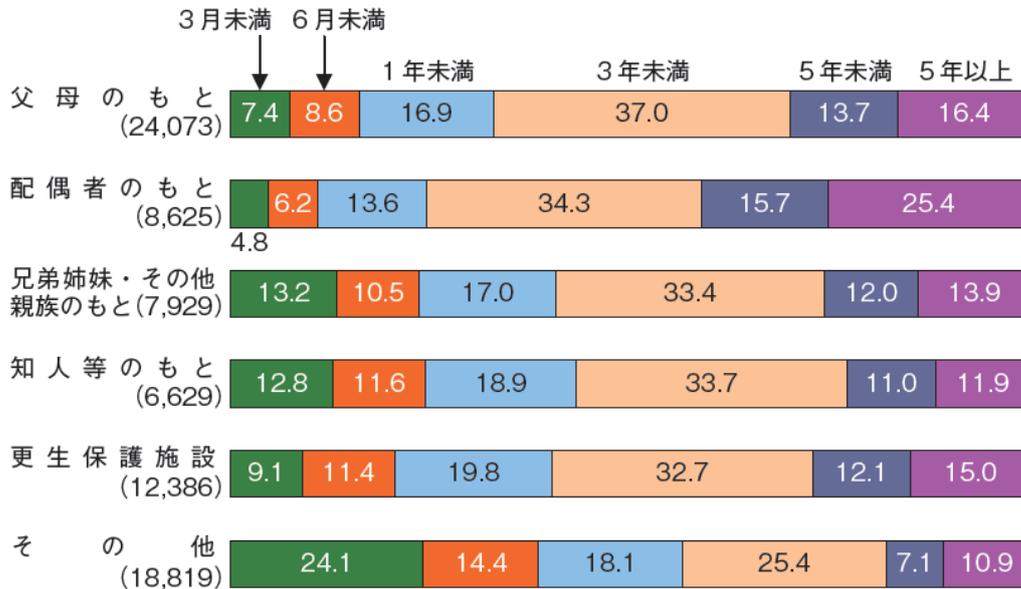
第 7 編 再犯防止施策の充実

第 2 章 最近の再犯者の動向等

第 3 節 矯正

7-2-3-11 図 再入者の再犯期間別構成比（前刑帰住先別）

（平成 16 年～20 年の累計）



入所受刑者（平成 16 年～20 年の累計）のうち、再入者について、前回出所した際の帰住先別に再犯期間別構成比を見ると（略）帰住先が「その他」の者で再入所したものは、24.1%が 3 月未満で、38.5%が 6 月未満で、56.6%が 1 年未満で再犯に及んでおり、相対的に短期間で再犯に至る傾向が顕著である。他方、更生保護施設が帰住先となった者は、縁故者に恵まれず、その意味で改善更生のための条件が良好でない者が比較的多いと考えられるが、これらの者は、再入所に至る場合でも、帰住先が「その他」の者と比べると、再犯期間は比較的長い。

（注）1 下線は当省が付した。

2 「再入者」は、刑事施設の入所度数が 2 度以上の入所受刑者であって、前刑出所前の犯罪により再入所した者以外のものをいう。

3 「再犯期間」は、前刑出所日から今回の入所に係る罪を犯した日までの期間をいう。

4 「知人等のもと」は、雇用主のもと及び社会福祉施設を含む。

5 「更生保護施設」は、就業支援センター及び自立更生促進センターを含む。

6 「その他」は、帰住先が暴力団関係者のもとである者、不明の者等である。

7 () 内は、実人員である。

表 2-1)-② 生活環境の調整に関する規程（抜粋）

○ 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）

（収容中の者に対する生活環境の調整）

第 82 条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成 20 年法務省令第 28 号）

（収容中の者に対する生活環境の調整の方法）

第 112 条 保護観察所の長は、法第 82 条及び売春防止法第 24 条第 1 項の規定による生活環境の調整においては、これらの規定に掲げる者（以下「生活環境調整対象者」という。）が釈放された後に、健全な生活態度を保持し、自立した生活を営むことについて、必要となるものが確保でき、かつ、これを妨げるものがない生活環境が備わるよう、次に掲げる事項に関する必要な調整を行うものとする。

- 一 生活環境調整対象者の 釈放後の住居を確保すること。
- 二 生活環境調整対象者に係る 引受人を確保すること。
- 三 生活環境調整対象者の釈放後の改善更生を助けることについて、引受人以外の生活環境調整対象者の家族その他の関係人の理解及び協力を求めること。

四 ～ 七 (略)

2 (略)

3 保護観察所の長は、第 1 項の規定による調整を行うに当たり、必要があると認めるときは、生活環境調整対象者が収容されている矯正施設の長に対し、当該生活環境調整対象者の帰住予定地、釈放後の生活の計画等に関し、参考となる資料又は情報の提供、当該生活環境調整対象者に対する助言その他必要な協力を求めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-1)-③ 「世界一安全な日本」創造戦略（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）（抜粋）

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

(2) 協力雇用主、更生保護施設等への支援強化を含む住居と就労の確保による社会復帰支援の充実

① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常の生活指導を強化する。また、協力雇用主や住居確保支援の取組を行う民間団体と連携した就労と結び付く住居の安定的な確保策について検討する。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-1)-ア-① 更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）における更生保護施設に係る規定（抜粋）

(定義)

第 2 条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。

2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

一 保護観察に付されている者

二 懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者

三 ～ 六 (略)

七 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（第一号に該当する者を除く。次号において同じ。）

八 ・ 九 (略)

3 この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

4 この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第 2 項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう。

5 この法律において「被保護者」とは、継続保護事業又は一時保護事業における保護の対象者をいう。

6 この法律において「更生保護法人」とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定め

るところにより設立された法人をいう。

7 この法律において「更生保護施設」とは、被保護者の改善更生に必要な保護を行う施設のうち、被保護者を宿泊させることを目的とする建物及びそのための設備を有するものをいう。

(国の措置等)

第3条 国は、更生保護事業が保護観察、更生緊急保護その他の国の責任において行う改善更生の措置を円滑かつ効果的に実施する上で重要な機能を果たすものであることにかんがみ、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るための措置を講ずるものとする。

2 (略)

3 更生保護事業を営む者は、その事業を実施するに当たり、被保護者の人権に配慮するとともに、国が行う改善更生の措置及び社会福祉、医療、保健、労働その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、並びに地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(継続保護事業の認可)

第45条 国及び地方公共団体以外の者で継続保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 継続保護事業の内容
- 四 被保護者に対する処遇の方法
- 五 更生保護施設の規模及び構造並びにその使用の権原
- 六・七 (略)

(補助)

第58条 国は、更生保護法人に対し、法務大臣が財務大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内において、その営む更生保護事業に要する費用につき、補助することができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-ア-② 平成 22 年から 24 年までにおける満期釈放者の帰住先

(単位：人、%)

区 分	満期釈放者数									
		父母	配偶者	兄弟姉妹	その他親族	知人	雇主	社会福祉施設	更生保護施設等	その他
平成 22 年	14,975 (100)	3,203 (21.4)	1,339 (8.9)	821 (5.5)	537 (3.6)	1,143 (7.6)	149 (1.0)	115 (0.8)	553 (3.7)	7,115 (47.5)
23 年	13,938 (100)	2,984 (21.4)	1,078 (7.7)	761 (5.5)	447 (3.2)	1,142 (8.2)	121 (0.9)	211 (1.5)	577 (4.1)	6,617 (47.5)
24 年	12,763 (100)	2,521 (19.8)	979 (7.7)	599 (4.7)	393 (3.1)	937 (7.3)	108 (0.8)	231 (1.8)	506 (4.0)	6,489 (50.8)
合計	41,676 (100)	8,708 (20.9)	3,396 (8.1)	2,181 (5.2)	1,377 (3.3)	3,222 (7.7)	378 (0.9)	557 (1.3)	1,636 (3.9)	20,221 (48.5)

(注) 1 矯正統計を基に当省が作成した。

2 各欄の上段は人数、下段の () 書きは、各年における満期釈放者全体に占める割合 (小数点第 2 位を四捨五入) である。

3 帰住先「その他」は、帰住先が不明、刑終了後引き続き被告人として勾留、帰住先が暴力団関係者のもと、出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 第 64 条第 2 項の規定による入国管理局への身柄引渡し等である。

表 2-(1)-ア-③ 「犯罪白書」における受刑者の出所後の住居に関する意識等に係る記述

○ 平成 24 年版犯罪白書（法務省）＜抜粋＞

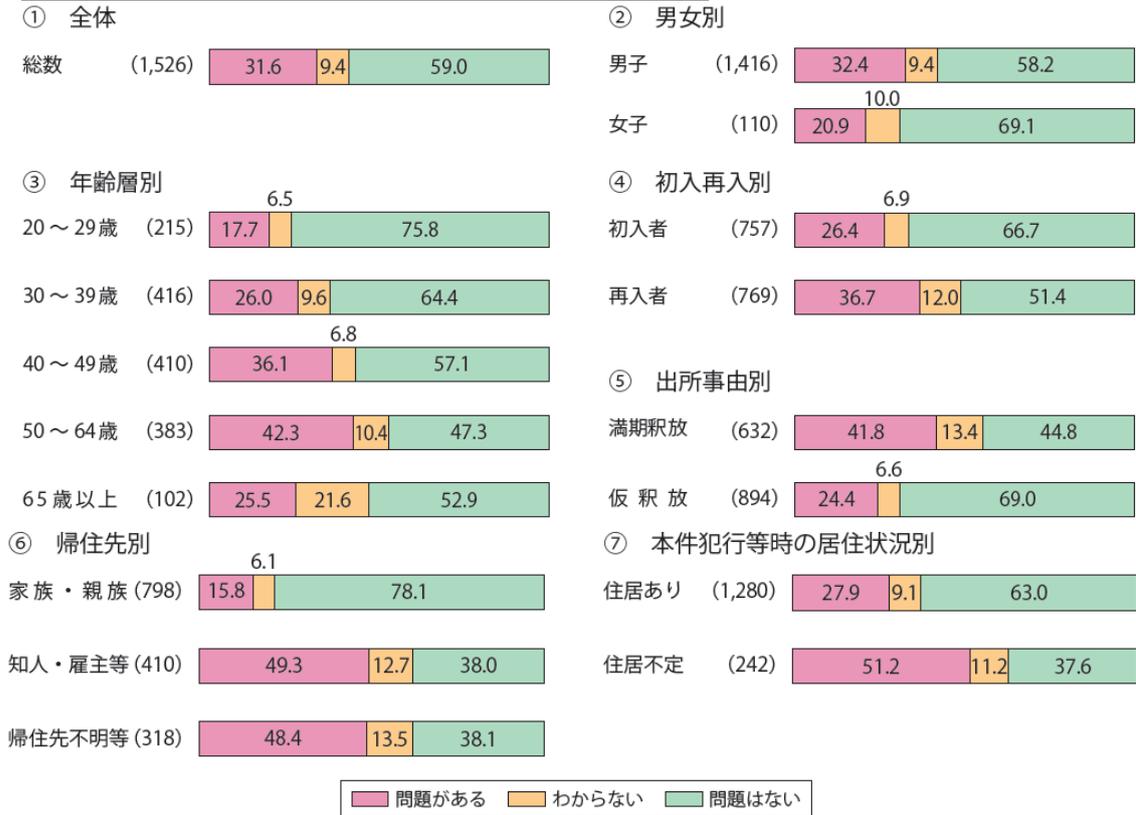
第 7 編 刑務所出所者等の社会復帰支援

第 3 章 保護司及び受刑者・少年院在院者に対する意識調査

第 2 節 受刑者調査及び在院者調査

受刑者調査及び在院者調査は、刑事施設を出所する前の受刑者及び少年院を出院する前の少年を対象とし、受刑者・在院者の入所・入院前 1～2 年の間（「本件犯行等前」といい、それぞれの入所・入院の原因となった犯行・非行を「本件犯行等」という。）における就労、住居その他の問題とこれらへの対応状況及び出所・出院後に調査対象者が直面すると考えられる課題と必要な支援内容等について、多肢選択の質問から構成された自記式の質問紙調査

7-3-2-9 図 刑事施設出所後の住居に関する問題認識



出所後の安定した住居確保に当たって解決すべき問題の有無を質問し、その結果を示したのが 7-3-2-3-9 図である。（略）初入者より再入者、仮釈放者より満期釈放者で「問題がある」の比率が高く（同図④及び⑤）（略）本件犯行等時に住居不定であった者の半数強が「問題がある」としており（同図⑦）、出所者自身の問題意識からも、本件犯行等前に安定した住居を確保する上で問題があった者は、服役期間中に問題が解決せずに出所に至っている場合が少なくないことがうかがわれる。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 この受刑者調査の対象者は、平成 24 年 3 月 1 日から 31 日までに全国の刑事施設から出所する受刑者 2,306 人のうち、調査票への回答に同意した受刑者 1,729 人（回収率 75.0%、回答者の平均年齢 44.2 歳）である。

3 重複回答及び無回答の者を除く。

4 ③は、出所時の年齢による。

5 ⑥の「知人・雇主等」は知人、雇主、社会福祉施設及び更生保護施設等である。

6 ⑥の「帰住先不明等」は、帰住先が不明、帰住先が暴力団のもと、刑終了後引き続き被告人として勾留、入国管理局への身柄引渡し等である。

7 ⑦は、来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。

8 () 内は回答数である。

表 2-(1)-ア-④ 平成 22 年度から 24 年度までにおける全国の更生保護施設の年間収容保護率の状況

(単位：施設、%)

区分 収容保護率	平成 22 年度		23 年度		24 年度	
	施設数	施設数合計に 占める割合	施設数	施設数合計に 占める割合	施設数	施設数合計に 占める割合
30.0%未満	1	1.0 (1.0)	0	0.0 (0.0)	1	1.0 (1.0)
30.0～39.9%以下	2 (3)	1.9 (2.9)	1 (1)	1.0 (1.0)	1 (2)	1.0 (1.9)
40.0～49.9%以下	2 (5)	1.9 (4.9)	2 (3)	1.9 (2.9)	3 (5)	2.9 (4.9)
50.0～59.9%以下	11 (16)	10.7 (15.5)	7 (10)	6.8 (9.7)	10 (15)	9.7 (14.6)
60.0～69.9%以下	15 (31)	14.6 (30.1)	15 (25)	14.6 (24.3)	13 (28)	12.6 (27.2)
70.0～79.9%以下	22 (53)	21.4 (51.5)	18 (43)	17.5 (41.7)	20 (48)	19.4 (46.6)
80.0～89.9%以下	29 (82)	28.2 (79.6)	31 (74)	30.1 (71.8)	25 (73)	24.3 (70.9)
90.0%以上	21 (103)	20.4 (100)	29 (103)	28.2 (100)	30 (103)	29.1 (100)
合計	103	100	103	100	103	100
年間収容保護率の 全国平均	76.4		79.8		79.4	
全国平均を下回る 施設	42		43		47	

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 年間収容保護率とは、更生保護施設において 1 年間に受け入れた者の延人員をその期間内に収容可能な人員で除したものである。

3 平成 22 年度から 24 年度までの間の更生保護施設数は、全国で 104 であるが、このうち 1 施設が収容業務を休止しているため、当該 1 施設は対象外とした。

4 () 内は、「施設数」及び「施設合計に占める割合」のそれぞれの累積値を示す。

5 「施設数合計に占める割合」は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

表 2-(1)-ア-⑤ 更生保護施設の収容実績が低調となっている原因を的確に把握していない保護観察所の例

調査対象 保護観察所名	内 容
大分保護観察所	大分保護観察所は、調査対象とした更生保護施設の収容実績が 60%台と全国平均を下回っている理由について更生緊急保護を申し出る者が少なかったことなどを挙げているが、詳細な原因分析は行っていないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-ア-⑥ 年間収容保護率が低調となっている更生保護施設に対する保護観察所の指導・支援が行われていない例

調査対象 保護観察所名	内 容								
長崎保護観察所	<p>長崎保護観察所管内の調査対象更生保護施設の平成 22 年度から 24 年度までにおける年間収容保護率は下表のとおりとなっている。</p> <p>表 調査対象更生保護施設の年間収容保護率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間収容保護率 (%)</td> <td>70.1</td> <td>48.9</td> <td>68.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>調査対象更生保護施設は、その収容定員を 20 人としているが、居室が 15 室しかないため、入所者が 15 人を超える場合は 2 人で 1 室を使用することとなり、この場合、入所者間のトラブルが起りやすく、結果的にいずれかの入所者が退所することになりかねないことから、15 人を超える入所者の確保については、慎重にならざるを得ないとしている。</p> <p>このような現状にあるものの、同施設を所管する長崎保護観察所は、指導・支援などの必要な措置を十分に講じておらず、このことが、低調な収容実績で推移している要因の一つである考えられる。</p>	区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	年間収容保護率 (%)	70.1	48.9	68.9
区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度						
年間収容保護率 (%)	70.1	48.9	68.9						

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-ア-⑦ 刑務所出所者等の受入体制の強化・整備を図ったことにより、収容実績を向上させている更生保護施設の例

調査対象 保護観察所名	内 容								
山口保護観察所	<p>山口保護観察所管内の更生保護施設である山口更生保護会の平成 22 年度から 24 年度までにおける年間収容保護率は下表のとおりとなっている。</p> <p>表 山口更生保護会の年間収容保護率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間収容保護率 (%)</td> <td>80.9</td> <td>95.2</td> <td>91.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>山口更生保護会は、従来から、施設内におけるトラブル予防のため、二人用の相部屋を個室として運用しており、また、福祉や医療等の特別な支援が必要な刑務所出所者等の受入れを控えていたことから、収容保護率を向上させられずにいた。</p> <p>平成 21 年 4 月から制度化された特別処遇 (注) の実施に伴い、山口更生保護会は社会福祉士を採用し、高齢である、又は障害を有する刑務所出所者等を受け入れることができる指定更生保護施設の指定を受けた。このような処遇体制の強化を踏まえ、相部屋を積極的に活用することとし、それに加え、山口保護観察所が、集団生活になじまないと思われる者についても積極的に受け入れるよう調整を行った結果、収容保護率を向上させている。</p> <p>(注) 刑務所出所者等のうち、高齢者又は障害を有するものであって、社会福祉事業を行う施設等に居住できる見込みはあるものの、直ちに当該施設に居住できないため、一時的に更生保護施設で保護する措置</p>	区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	年間収容保護率 (%)	80.9	95.2	91.6
区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度						
年間収容保護率 (%)	80.9	95.2	91.6						
鹿児島保護観察所	<p>鹿児島保護観察所管内の更生保護施設である草牟田寮の平成 22 年度から 24 年度までにおける年間収容保護率は下表のとおりとなっている。</p>								

表 草牟田寮の年間収容保護率の推移			
区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度
年間収容保護率 (%)	77.9	89.9	109.2

(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。

草牟田寮は、平成 21 年度から制度化された特別処遇の実施に伴い、その対象者となる高齢である、又は障害を有する刑務所出所者等の受入れを行うため、入所者の心理的なケアを担当する職員を配置するなどの受入体制の整備を行った。それを踏まえ、鹿児島保護観察所は、罪名にとらわれることなく積極的な受入れの調整を行ったことにより、収容保護率を向上させている。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-ア-⑧ 調査対象 20 刑務所において抽出した「帰住不可」の通知があった 200 人への帰住予定地の変更に係る働きかけの実施状況 (平成 24 年)

(単位：人、%)

区 分	人数	割合
「帰住不可」の通知のあった者 (抽出)	200	100
働きかけあり	163	81.5
うち、帰住予定地を変更したもの	110	55.0
うち、帰住予定地を変更しなかったもの	53	26.5
働きかけなし	37	18.5
うち、帰住予定地を変更したもの	11	5.5
うち、帰住予定地を変更しなかったもの	26	13.0

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-イ-① 自立更生促進センター及び就業支援センターの概要

自立更生促進センター	
<p>◎ 北九州自立更生促進センター(北九州市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成21年6月に開所 ○成人男子14人の定員(仮釈放者) ○問題性に応じた重点的・専門的な処遇を実施(原則3か月) 	<p>◎ 福島自立更生促進センター(福島市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成22年8月に開所 ○成人男子20人の定員(仮釈放者) ○問題性に応じた重点的・専門的な処遇を実施(原則3か月) 
就業支援センター	
<p>◎ 沼田町就業支援センター(北海道沼田町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成19年10月に開所 ○男子12人の定員 ・主に少年院仮退院者 ○農業訓練を実施(約1年) ・町営の実習農場に委託 	<p>◎ 茨城就業支援センター(茨城県ひたちなか市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成21年9月に開所 ○成人男子12人の定員 ・将来農業に従事する意思のある仮釈放者及び満期釈放者等 ○農業訓練を実施(約6か月) ・厚生労働省から県内の農業者へ公共職業訓練として委託 

(注) 法務省の資料による。

表 2-(1)-イ-② 更生保護施設検討会報告(平成21年8月24日更生保護施設検討会)(抜粋)

<p>4 国立の更生保護施設の必要性と役割</p> <p>(1) 国立の更生保護施設の整備の必要性</p> <p>更生保護施設を、単に身寄りがなく住居もない刑務所出所者等を対象とするのではなく、矯正施設から社会復帰までの一貫性のある計画的な処遇の中での重要な処遇段階を担う施設として位置づけた場合に求められる諸機能は、その全てを民間の更生保護施設だけで担うことは困難である。(中略)官と民とが、それぞれの特性に基づき機能ごとに分担すべき役割を明確化した上で、<u>国が担うべきものについては、国立の更生保護施設の整備を進める必要がある。</u></p> <p><u>国においては、現行の自立更生促進センター構想(以下「センター構想」という。)を推進し、国の施設を拡充することが必要であると考えられる。</u></p> <p><u>センター構想とは、親族や親元等適当な帰る先がなく、かつ、民間の更生保護施設に入所できずに満期釈放となっている者を仮釈放させるなどして、これらの者の改善更生と自立を目的として、保護観察所に附設された宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密で専門的な指導監督や充実した就労支援を行うことを内容とするもの</u>である。<u>特定の問題性に応じた重点的・専門的な処遇を行うものを狭義の「自立更生促進センター」とし、主として農業等の職業訓練を実施するものを「就業支援センター」として、それぞれ位置づけている。</u></p> <p>(2) 自立更生促進センターが果たすべき当面の役割</p> <p>ア 処遇困難者の受入れ</p> <p>本来、国のセンターは、<u>民間の更生保護施設での受入れが難しい者、あるいは、専門的な処遇の実施など強化された指導監督の実施によって初めて社会内での対応が可能となる、いわゆる処遇困難者の処遇を行うところに、担うべき役割と存在意義がある。</u>そこで、国はパイロット的な施設での実績を積み重ねることを通じ、特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 犯罪的傾向改善のための処遇プログラムの実施 ・ 積極的な就労支援 <p>といった機能を強化し、<u>センター構想に基づく施設の拡大に当たっては、本来対応すべき全ての</u></p>

対象者に対する処遇について責任を全うすることが必要と考える。

イ 先導的機能

また、センター構想のうち、就業支援センターは、(中略)主として特定の産業・職業へ送り出すための積極的就労支援を担うものである。これまで実施されておらず、直ちに民間で実施することが困難な機能については、まずは国が先導的に実施して、その有効性を検証し、実施・運営に係るノウハウを民間に継承することが求められる。

ウ 処遇開発機能(研究・研修機能)等

当面、国に求められるのは、センター構想を確実に推進することである。
運営に際しては、(中略)処遇技法に関する実務的な研究・開発や、その結果得られた実務的知見についての保護観察官、保護司、更生保護施設職員等に対する研修の実施についても検討すべきである。

今後は、(中略)保護観察対象者の多様な問題性・犯罪性に対応した科学的・効果的な処遇方法を開発し実施すること、そして、その効果を客観的に検証し知見を蓄積していくことが必要である。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 更生保護施設検討会とは、更生保護施設の充実強化等に向けた検討を行うことを目的として、法務省保護局長により平成19年8月から21年8月まで設けられた検討会である。

表 2-1)-イ-③ 自立更生促進センター及び就業支援センターにおける収容実績等

○北九州自立更生促進センター

・開所年（平成 21 年 6 月）から平成 24 年度末までの収容実績等

（単位：人、％）

区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	計
入所者数	14	26	27	24	91
年間収容延人員(a)	945	2,268	2,303	2,237	7,753
年間収容可能人員(b)	3,864	5,110	5,124	5,110	19,208
年間収容保護率(a/b)	24.5	44.4	44.9	43.8	40.4

○福島自立更生促進センター

・開所年（平成 22 年 8 月）から平成 24 年度末までの収容実績等

（単位：人、％）

区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	計
入所者数	6	9	12	27
年間収容延人員(a)	430	758	1,067	2,255
年間収容可能人員(b)	4,240	5,500	7,300	17,040
年間収容保護率(a/b)	10.1	13.8	14.6	13.2

○沼田町就業支援センター

・開所年（平成 19 年 10 月）から平成 24 年度末までの収容実績等

（単位：人、％）

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	計
入所者数	4	4	10	10	10	7	45
年間収容延人員(a)	353	1,365	1,288	1,813	1,622	1,218	7,659
年間収容可能人員(b)	2,160	4,380	4,380	4,380	4,392	4,380	24,072
年間収容保護率(a/b)	16.3	31.2	29.4	41.4	36.9	27.8	31.8

○茨城就業支援センター

・開所年（平成 21 年 9 月）から平成 24 年度末までの収容実績等

（単位：人、％）

区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	計
入所者数	6	20	13	17	56
年間収容延人員(a)	665	2,601	2,771	2,620	8,657
年間収容可能人員(b)	2,352	4,380	4,392	4,380	15,504
年間収容保護率(a/b)	28.3	59.4	63.1	59.8	55.8

○平成 22 年度から 24 年度までにおける 4 センターの年度ごとの年間収容保護率

（単位：人、％）

区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度
年間収容延人員(a)	7,112	7,454	7,142
年間収容可能人員(b)	18,110	19,408	21,170
年間収容保護率(a/b)	39.3	38.4	33.7

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「入所者数」とは、各年度に新規入所した者の数を、「年間収容延人員」とは、センターにおいて 1 年間に受け入れた者に入所日数を乗じたものを、「年間収容可能人員」とは、センターの定員に収容可能な日数を乗じたものをそれぞれ示す。

3 福島自立更生促進センターは、東日本大震災により、平成 23 年 3 月 18 日から 6 月 30 日まで収容業務を停止している。

表2-(1)-イ-④ センターにおける処遇プログラム等の概要及び課題

調査対象機関名	処遇プログラム等	処遇プログラム等の概要	処遇プログラム等の現状と課題
北九州自立更生促進センター	薬物事犯の入所者に対する多機関連携による処遇	<p>薬物事犯者に対して、既存の覚せい剤事犯者処遇プログラムを実施するとともに医療や保健、福祉を始めとする関係機関と連携した処遇を実施するもの。</p> <p>保護観察官による簡易薬物検出検査の実施や北九州ダルクにおけるグループミーティング等を受講させる。また、センター退所後の自立を見据えた住居や就労の確保のため、地方公共団体や安定所と連携している。</p>	<p>関係機関と連携して、薬物の依存から回復させる訓練を集中的に実施することは重要だが、入所実績が少ない状況にある。また、処遇モデルとして全国に普及を検討する観点から、具体的な事例を蓄積していくことが必要と考えられる。</p>
福島自立更生促進センター	再犯防止プログラム	<p>本プログラムは、認知行動療法を基に設計しているが、特定の犯罪傾向に焦点を当てたものではなく、あらゆる罪種又は犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して実施し、再犯防止に役立てるもの。</p> <p>具体的には、本プログラムの受講意義を十分に理解させるとともに、犯罪行為を振り返らせ、罪を犯した理由や背景を考えさせる。そこから、問題点の克服や社会適合に必要な方法及び再犯防止計画を立てさせる。</p>	<p>個別処遇から集団処遇への応用など、見直しや工夫すべき点があるほか、本プログラムの効果の検証について、十分な事例の蓄積ができておらず、普及についての課題になっていると考えられる。</p>
沼田町就業支援センター	自立支援プログラム	<p>入所少年に対する懲罰的な措置による指導を強めるだけでは処遇効果に限界があることから、学習や治療といった観点を取り入れて行動パターンの変容を促すもの。</p> <p>入所少年の多くに、喫煙や金銭の浪費などの自立の妨げとなる問題行動がみられることから、金銭管理指導や生活目標の設定及び達成状況の確認等の指導及び退所後の生活計画を策定させている。</p>	<p>本プログラムは、旭川少年鑑別所の協力・助言を得ながら内容及び実施方法等について開発途上であり、プログラム全体を通しての試行を実施し、普及について検討が必要と考えられる。</p>
茨城就業支援センター	就農支援プラン	<p>刑務所出所者等が、農業法人や農家へ就職すること等を目的とし、農業の職業訓練を活用して保護観察官等が6か月単位で自立に向け指導するもの。</p>	<p>本プランの活用は、茨城就業支援センター内にとどまっている状況。どの程度就農に結び付いたかななどの効果検証を行い、内容の充実を図った上で、全国の保護観察所における活用について検討が必要と考えられる。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ダルクとは、薬物依存リハビリセンターのことで、薬物依存症の者が共同生活を送りながら、再使用の防止のための処遇を実施する施設である。